

## 自主防災組織について

### 1. 自主防災組織とは

地域住民の方々が、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の意識や連帯感に基づき、災害による被害を予防し、又は軽減するための活動を行うことを目的として、自主的に結成する組織です。

### 2. 習志野市自主防災組織の現況

自主防災組織数：232組織（令和7年4月現在）

令和6年度は、新たに2組織が結成されました。

令和6年度に代表者が変更となった自主防災組織数：91組織（39.2%）

※代表者変更時には防災倉庫の鍵、戸別受信機、地区別活動マニュアルを引継ぎます。

### 3. 自主防災組織の役割（習志野市地域防災計画より）

#### ＜平常時＞

|                 |                                            |
|-----------------|--------------------------------------------|
| 防災に関する知識の広報・啓発  | 地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策                    |
| 地震による災害危険度の把握   | 土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ                   |
| 防災訓練            | 個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練                   |
| 家庭の安全点検         | 家具等の転倒・落下防止、火気器具、危険物品・木造建物の点検              |
| 防災資機材等の整備       | 応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備                 |
| 要配慮者対策          | 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者の把握、支援方法の検討など    |
| 他団体と連携した訓練活動の実施 | 近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練 |

#### ＜災害発生時＞

|                    |                                                       |
|--------------------|-------------------------------------------------------|
| 情報の収集及び伝達          | 地域内の被害状況、災害対策本部からの情報、津波予報及び警報、ライフラインの状況、地域住民に対する避難指示等 |
| 出火防止及び初期消火の実施      | —                                                     |
| 地域内の安否確認の実施        | —                                                     |
| 救出・救護の実施及び協力       | 救出活動・救護活動                                             |
| 避難に関する協力           | 避難誘導                                                  |
| 避難所の運営             | 避難所運営委員会の編成、運営委員長の選出等                                 |
| 給食・給水に対する協力        | 避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出し等                             |
| 避難住民宅周辺の防犯パトロールの実施 | —                                                     |

### 4. 自主防災組織代表者の役割

防災活動が意義のある活動となるように、組織としての活動目標の設定や防災訓練、研修会等の活動計画を立て、効率的に組織の運営を行います。

また、地域住民が防災に関する正しい知識を共有し、各家庭で災害に備え、自主防災組織の活動への積極的な参加を促すことです。

その地域（地区）の核（要）となる人です。

## 5. 地区防災計画とは

阪神淡路大震災(1995)や東日本大震災(2011)の教訓の一つに、『自助・共助の重要性』が深く認識され、平成26年の災害対策基本法の改正により地区防災計画制度が創設されました。

本計画は、地域コミュニティにおける防災活動(共助)を推進するため、各地区の居住者及び事業者(地区居住者等)が自発的に定める計画であり、地区居住者等の意向が強く反映されるボトムアップ型の計画であること、また、地区の特性に応じて自由に決められることが特徴となります。

本市では、その重要性を鑑み、地区防災計画の策定を支援してまいりますので、不明点がある場合には危機管理課(047-453-9211)までご相談ください。

## 6. その他

自主防災組織の役割における「広報・啓発活動」のうち次の2つについて検討している場合は、危機管理課(047-453-9211)まで御連絡ください。

### ① 防災に関する勉強会を市に依頼する場合

市では、地域の勉強会に出向いて市政等についてお話しする「まちづくり出前講座(10名以上のグループが対象)」を受け付けています。

各団体での防災講座等を希望の際は、危機管理課までお問い合わせください。

### ② 地域の防災訓練等で地震体験車を利用する場合

千葉県では、防災意識の高揚及び災害に対する知識の向上を図るべく、地震体験車を保有し、県民の皆さんに地震の体験をしていただいております。

予約については、危機管理課から千葉県へ申請し、抽選により決定いたしますので、地震体験車を利用したい場合は、利用する日の6カ月以上前までに危機管理課(047-453-9211)に御連絡ください。

※令和7年6月末まで、整備のため、利用不可

【地震体験車まもるくん(千葉県保有)】



### ③ 千葉県防災研修センターの研修紹介

【防災研修センターHP】

千葉県消防学校内防災研修センターでは、県民や地域の自主防災組織などを対象に、講義、図上演習、実技訓練などの研修について、無料で実施しています。研修内容等の詳細につきましては、QRコード記載の防災研修センターのホームページより御確認ください。



※防災研修センター(電話番号: 0436-63-5438)(所在地: 千葉縣市原市菊間 783-1)

### ④ 令和7年度自主防災組織研修会 年間スケジュール

- ➔ 第1回 自主防災組織リーダー研修会 …5月11日(日)
- ➔ 第2回 日本大学生産工学部 防災講座… 9月13日(土)
- ➔ 第3回 習志野市総合防災訓練… 11月16日(日)

## 7. 自主防災組織の活動事例紹介について

### ●谷津連合町会

谷津小学校を会場とし、AED を用いた心肺蘇生法訓練やはしご車による救助訓練等を実施いたしました。



AED を用いた心肺蘇生法訓練



はしご車による救助訓練

### ●本一町会自主防災部

三角公園(本大久保1丁目児童遊園)を会場とし、「防災の集い-いも煮会」等を実施しました。



炊き出しの様子



顔見知り関係の構築

### ●津田沼ハイライズ自主防災会

津田沼ハイライズを会場とし、煙体験訓練や地震体験訓練等を実施いたしました。



煙体験訓練



地震体験訓練

## 自主防災組織への各種助成制度等について

### ① 自主防災組織助成金

自主防災組織が行う防災訓練、防災研修、防災啓発活動等に要した経費や、防災資機材の購入費用等を助成し、地域の自主的な防災体制の整備を支援します。

※ 令和6年度 対象組織数：230組織・申請組織数：196組織（85.2%）

#### 1. 助成金額(上限額)

**(自主防災組織に属する世帯の数×50円)+30,000円 ※上限60,000円**

例) 250世帯の場合…250世帯×50円+30,000円=42,500円

※ 上記は、防災活動等に要した経費に対して助成するものです。余剰金を次年度への繰越金とすることはできません。

※ 当該年度に1回限り申請することができます。

※ 前年度に購入した備品は助成対象になりません。

#### 2. 助成金対象経費の一例

##### ■ 対象経費の一例

| 項目     | 主な内容                                                   |
|--------|--------------------------------------------------------|
| 防災訓練経費 | 炊き出し訓練用食材、訓練備品、保険料 他                                   |
| 防災研修経費 | 講座受講料、講師等謝金、印刷製本費、消耗品費、交通費 他                           |
| 防災備蓄品  | 携帯トイレ、備蓄食料、保存水、発電機、ブルーシート、毛布、消毒液、マスク、懐中電灯、携帯ラジオ、土のう袋 他 |
| その他    | 防災啓発チラシ作成費、郵便料金 他                                      |

##### ■ 対象とならない経費の一例

- お酒、お惣菜など炊き出し訓練用食材としてふさわしくないもの
- 懇親会飲食費
- 防災関連以外の経費（例. 防犯カメラ設置費用、防火管理者講習費 等）

※ 助成金の対象となるかわからない場合は、購入前に危機管理課に御相談ください。

#### 3. 助成金申請までの流れ(イメージ例)

① 自主防災組織で炊き出し訓練を実施（食材費3万円分購入）

② 自主防災組織が管理する防災倉庫内の備品を購入（備蓄水2万円分購入）



③ 購入時の領収書（レシート）を添付して助成金申請

申請受付期間…令和8年1月5日（月）から令和8年3月31日（火）まで



④ 危機管理課で内容を審査し、申請から約1ヶ月後に指定口座に助成金振込

**注意: 申請書等は、令和7年5～6月頃に各組織の代表者宛てに郵送します。**

## ② 防火防災訓練災害補償等共催制度について

### 1. この制度のてん補の対象となる訓練

- (1) 習志野市が主催する防火防災訓練で、地域内の住民を対象としたもの
- (2) 自主防災組織や町会等が主催する防火防災訓練で、事前に「習志野市防火防災訓練実施計画書」(6ページ)を届出し、危機管理課が認めたもの

### 2. てん補の種類

- (1) 損害賠償に対するてん補
  - ① 損害賠償死亡一時金(5,000万円を限度)
  - ② 損害賠償傷害一時金(等級により500万円～5,000万円を限度)
- (2) 災害補償に対するてん補
  - ① 災害補償死亡一時金(700万円を限度)
  - ② 災害補償後遺障害一時金(等級により70万円～700万円を限度)
  - ③ 入院療養補償(1日3,500円、90日限度)
  - ④ 通院療養補償(1週間以上通院、通院1日2,500円、90日限度) など

### 3. 訓練で事故が発生した時は？

本制度の補償対象となる場合がありますので、事故発生後、速やかに危機管理課までに御連絡ください。



## ③ コミュニティ助成事業

コミュニティ助成事業は、一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることができる事業に助成し、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的として実施する事業です。

### 1. 助成事業の実施主体

習志野市が認める自主防災組織(顕著な活動実績のある自主防災組織等)

### 2. 助成対象経費

自主防災組織が実施する地域の防災活動に直接必要な設備等の整備に要する経費(30万円から200万円まで)。ただし、建築物及び消耗品は対象外です。

＜参考例＞ AED、ヘルメット、投光器、発電機、訓練用消火器 等

### 3. 申請(令和8年度事業)について

本事業は、令和8年度事業が対象となるため、令和8年度事業として申請を検討される自主防災組織にあっては、8月上旬までに危機管理課に御相談ください。

なお、一般財団法人自治総合センターの審査により、助成の可否が決定されますので、全ての申請が助成(採択)されるわけではありません。

**④ 千葉県地域防災力充実・強化補助金**

本市では、自助・共助の取組みをより一層充実させ、地域防災力の向上を図るため、「千葉県地域防災力充実・強化補助金」を活用し、自主防災組織の設立、活動を支援しています。

**1. 補助の対象****(1) 自主防災組織の設立促進（限度額20万円）**

自主防災組織の新規設立初年度に、防災倉庫、発電機、リヤカー等の防災資機材等を交付します。

**(2) 既存自主防災組織の活動促進（限度額2万円）**

複数の自主防災組織、町会、自治会等が連合町会、避難所等の単位で連携し、広範囲で行う防災訓練や研修会を実施した際に使用する消耗品を交付します。

**2. 注意点**

- 複数団体での防災訓練や研修会を予定されている団体は、開催日の概ね2ヵ月前までに危機管理課に御相談ください。
- 皆さんの知人や地域で、自主防災組織の新規設立に関する御相談等があった際は、ぜひ、危機管理課（047-453-9211）に御案内くださるようお願いします。

習志野市防火防災訓練実施計画書

年 月 日

習志野市長 宛て

届出者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞

電話番号 \_\_\_\_\_

防火防災訓練を次のとおり計画しましたので届け出ます。

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自主防災組織名等名称 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 訓練日時       | 年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 実施場所       | (住所 : _____)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 当日責任者      | 氏名 : _____ (緊急連絡先 _____)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 参加人員       | 人 _____                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 主な訓練内容     | <input type="checkbox"/> シェイクアウト訓練 <input type="checkbox"/> 安否確認訓練<br><input type="checkbox"/> 負傷者救出・搬送訓練 <input type="checkbox"/> 応急救護訓練<br><input type="checkbox"/> 情報伝達訓練 <input type="checkbox"/> 避難誘導訓練<br><input type="checkbox"/> 避難行動に配慮を要する方への対応訓練<br><input type="checkbox"/> 応急給水訓練 <input type="checkbox"/> 炊出し訓練<br><input type="checkbox"/> 初期消火訓練<br><input type="checkbox"/> その他の訓練 ( _____ ) |
| 備考         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

- ・計画書は、訓練実施日の前日までに危機管理課に提出してください。
- ・この訓練に参加した方が当該訓練に起因する事故により、1週間以上通院する傷害を受けた場合は、習志野市が加入している「防火防災訓練災害補償等共済」の補償対象となる場合がありますので、速やかに危機管理課に御連絡ください。

## 地区別活動マニュアルについて

### 1. 地区別活動マニュアルとは

市域を16の小学校区と奏の杜地区に分割し、習志野市防災アセスメント調査（令和5年3月）の結果を基に、地形状況や予測される災害の状況、地区の規模等を考慮して、地区ごとの「災害特性」と「防災施設の現況」等を整理し、数値や地図等を台帳形式に取りまとめ視覚的に見やすくまとめたものです。

※このたび、第1編地区別防災カルテの補足資料を作成いたしましたので、別紙の「地区別防災カルテ補足資料」を御確認ください。

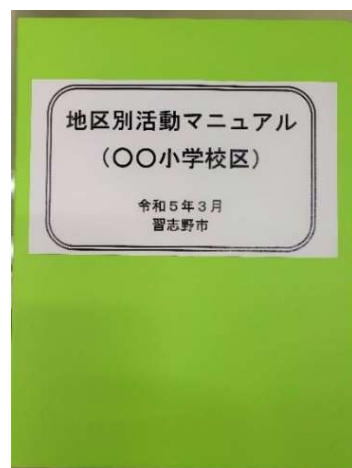
最新版へ更新

新たに洪水想定等を追加

災害を可視化

#### 【マニュアルの構成】

- 序論 災害発生時の各地区における活動の重点ポイント
- 第1編 地区別防災カルテ（地区抜粋）
- 第2編 災害時における要配慮者支援マニュアル
- 第3編 地区対策支部運営マニュアル
- 第4編 避難所運営マニュアル
- 付属 その他の防災関係資料



### 2. 地区別活動マニュアルの閲覧方法

- (1) 習志野市のホームページで公開
- (2) 連合町会長、自主防災組織の代表者に冊子で配布

地区別活動マニュアル

検索



### 3. 地区別活動マニュアルの活用

|         |                                               |
|---------|-----------------------------------------------|
| 状況把握    | ・地区の特性や被害見積りについて把握する。                         |
| 防災対策の把握 | ・特性を踏まえ、地区で何に重点を置き備え、何が必要なのか把握する。             |
| 防災対策の実施 | ・地区の住民に対策等を周知する。<br>・特性に応じた備えと、特性に応じた訓練を実施する。 |

## 災害情報入手方法等について

### ① 情報収集への備え

災害時には情報の入手が困難になるため、事前の備えが重要となります。災害情報の入手方法について、防災行政無線のみならず、各種情報伝達サービスの登録や携帯ラジオ等の準備など、自らの環境に応じて必要な情報が得られるよう準備しましょう。

#### 1. 防災行政無線

避難所の開設などの災害情報は、防災行政無線を利用して周知します。しかし

防災行政無線テレホンサービス：047-452-1300(有料)

ながら、防災行政無線の放送は家の中では聞こえませんので放送時には様々な媒体を利用し、情報収集に努めてください。

なお、放送は、各自主防災組織代表者にお渡ししている戸別受信機又はJ：COMの防災情報サービス（有料）でも聞くことができます。聞き逃した際は、テレホンサービスにより御確認ください。

#### 2. 緊急情報サービス「ならしの」

災害情報や竜巻注意情報等の気象情報、犯罪・防犯に関する情報など、9つのカテゴリの中から必要な項目を選択するだけで、携帯電話（スマートフォン）、パソコン等に緊急情報をリアルタイムに配信します。まだ登録をされていない方は、ぜひ御登録ください。



登録用QRコード

#### 3. 習志野市公式X

習志野市ではX（エックス）を利用した情報発信をしております。

習志野市公式情報 @Narashino\_EI

#### 4. 習志野市公式 LINE

習志野市ではスマートフォンアプリ LINE を用いた情報発信をしております。

令和7年4月時点で9万5千人以上が登録しております。



#### 5. 習志野市ホームページ

災害発生時や重要な情報発信をする際には、習志野市のホームページを活用した情報発信も行っております。

習志野市HP <https://www.city.narashino.lg.jp>

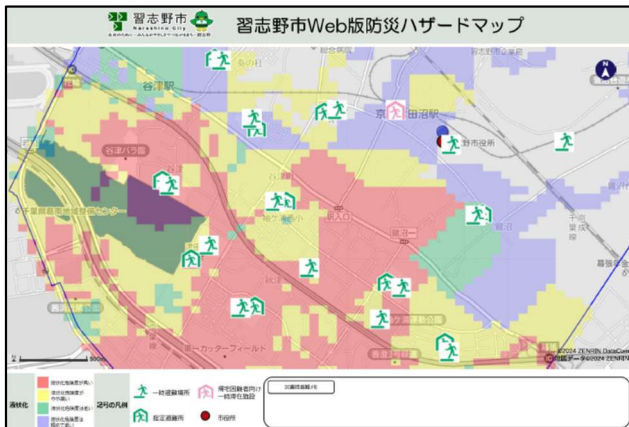
**注意：災害時には情報収集が重要となります。正確な情報を確実に入手できるように努めてください。**

## ② Web版防災ハザードマップ、習志野市防災マップについて

### 1. Web 版防災ハザードマップについて

パソコンやスマートフォン等で、各種災害の被害想定や避難所等の防災施設を確認できる「習志野市Web版防災ハザードマップ」と避難に関係する施設や防災倉庫、非常用給水施設のどの防災情報を確認できる「習志野市防災マップ」を公開しています。

平常時から自宅及び地域の特性を把握し、災害に備え被害を最小化しましょう。



- 👉 いつでも、どこでもアクセスできる！
- 👉 お好きな地点のハザード情報を確認できる！
- 👉 現在地から避難所までの距離を確認できる！
- 👉 地図と防災豆知識を印刷できる！

### 2. ハザードマップの種類

- ① 震度分布に関するマップ
- ② 液状化に関するマップ
- ③ 津波に関するマップ
- ④ 洪水に関するハザードマップ
- ⑤ 内水に関するハザードマップ
- ⑥ 高潮に関するハザードマップ
- ⑦ 土砂災害に関するマップ（土砂災害(特別)警戒区域）
- ⑧ 防災施設に関するマップ（避難所、一時避難場所 等）

### 3. Web版防災ハザードマップを見るには？

#### 方法①

検索サイトで下記のとおり入力

習志野市 防災ハザードマップ



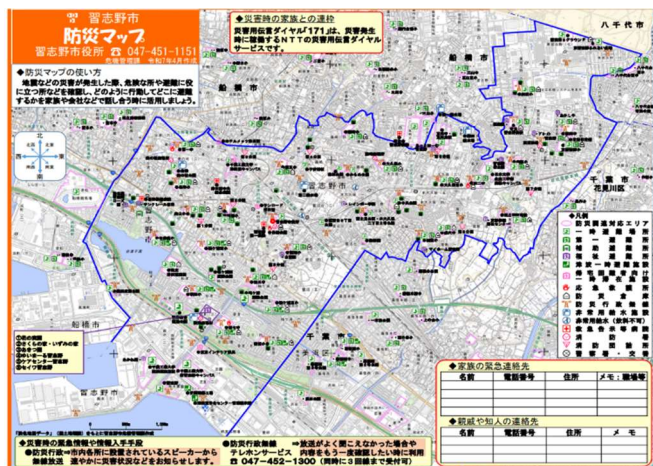
#### 方法②

QRコードを  
読み取る



- ① ご覧になりたい災害の種類を選択
- ② 利用条件を確認し、「同意する」を選択
- ③ メニュー内の「住所検索」に住所を入れると、その場所を中心とした地図が表示される。
- ④ 地図内のアイコンを選択すると、施設情報等が表示されます。

#### 4. 習志野市防災マップについて



経年変化による施設名、位置等の修正の他、補助避難所等を令和7年4月の情報に更新し、裏面には、本市の大地震対応や災害時の避難に関する内容及び液状化危険度や土砂災害警戒（特別警戒）区域などについて、記載しています。



地震など災害が発生した際、危険な場所や避難に役立つ場所が確認できる！



避難に関係する施設、防災倉庫、非常用給水施設などの防災情報が確認できる！

#### 5. 習志野市防災マップの使い方

Web版ハザードマップは災害リスクの見える化を目的にしているのに対し、習志野市防災マップは実際の避難行動のサポートを目的にしています。

災害が発生した際、どのように行動してどこに避難するかを家族や会社などで話し合う時にご活用ください。

また、習志野市防災マップ裏面には、習志野市に大きく被害を及ぼす可能性のある地震があった際の対応、避難方法をまとめた資料も公開しております。

#### 6. 習志野市防災マップを見るには？

##### 方法①

検索サイトで下記のとおり入力

習志野市 防災マップ



##### 方法②

QRコードを  
読み取る

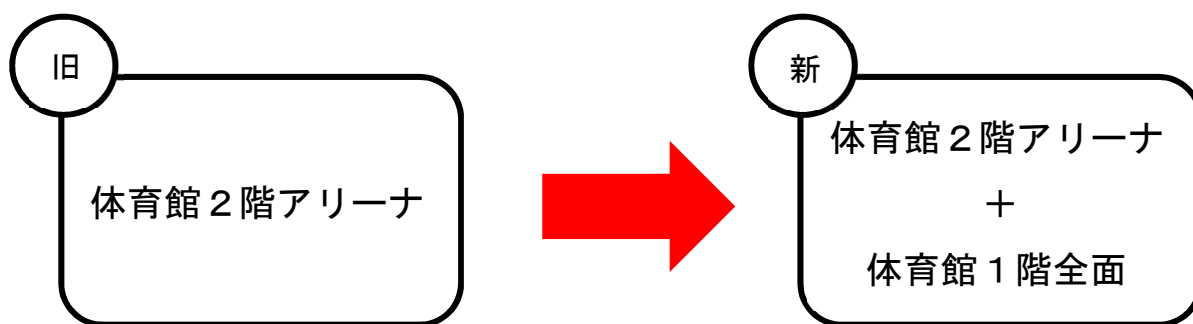


## 避難所について

### 1. 避難施設の対象範囲拡大について

第一避難所に指定されている市内中学校(7校)は、体育館2階アリーナを避難施設として指定していましたが、要配慮者が2階アリーナへ上がることが困難であること等の問題を解決するため、体育館1階全面も避難施設として指定しました。

#### 市内中学校(7校)の避難施設



### 2. 空調設備の設置について

令和7年度中に順次、避難所である市内小・中学校及び習志野高校の体育館にエアコンが設置されることになりました。

### 3. 補助避難所等の追加について

補助避難所に指定されていた「向山幼稚園」、「菊田第二保育所」及び「藤崎幼稚園」の廃止に伴い、新たに開園した「向山こども園(谷津2丁目)」、「青葉保育園(津田沼3丁目)」及び「藤崎こども園(藤崎4丁目)」を補助避難所に指定しました。

また、「プラッツ習志野」を第一避難所、「実籾コミュニティホール」及び「市民プラザ大久保」を補助避難所として指定するため、関係機関と調整を実施しています。



向山こども園



青葉保育園



藤崎こども園

#### 4. 防災倉庫の資機材活用について

防 災 訓 練

地域イベント

防災倉庫の資機材を使用できます！

災害時、地域の方々が防災倉庫の資機材を使用するため、平時から資機材に慣れていただくことを目的として、防災倉庫の資機材を地域の防災訓練やイベント等での活用をお願いいたします。



▲防災倉庫資機材一覧



▲資機材の使用申請書

(例) 鷺沼小学校・防災倉庫の主な備蓄品 ※防災倉庫により備蓄品・数量が異なる

| No. | 備蓄品名              | 数量      | No. | 備蓄品名         | 数量               | No. | 備蓄品名        | 数量      |
|-----|-------------------|---------|-----|--------------|------------------|-----|-------------|---------|
| 1   | サバイバルフーズ          | 2,400 食 | 11  | 炊き出し釜(一式)    | 1 セット            | 21  | 災害用トイレ(様式)  | 3 台     |
| 2   | アルファ化米<br>(白飯)    | 500 食   | 12  | 発電機          | 2 台              | 22  | 災害用トイレ処理セット | 4000 回分 |
| 3   | アルファ化米<br>(わかめご飯) | 50 食    | 13  | コードリール       | 3 台              | 23  | トイレットペーパー   | 100ロール  |
| 4   | アルファ化米<br>(塩こんぶ粥) | 150 食   | 14  | バッテリー(蓄電池)   | 1 基              | 24  | オムツ(大人用)    | 80 枚    |
| 5   | 飲料水(2L)           | 66 本    | 15  | ソーラーパネル      | 1 基              | 25  | オムツ(乳児用)    | 174 枚   |
| 6   | 飲料水(500ml)        | 240 本   | 16  | ワイヤレスメガホン    | 1 セット            | 26  | カセット式ガスコンロ  | 10 台    |
| 7   | 飲料水袋              | 350 枚   | 17  | 感染症対策キット(一式) | 1 ケース            | 27  | ガスボンベ       | 96 本    |
| 8   | 毛布                | 100 枚   | 18  | 使い捨てマスク      | 2,500 枚          | 28  | クーラーボックス    | 1 個     |
| 9   | アルミブランケット         | 500 枚   | 19  | 手指消毒用アルコール   | 3 本              | 29  | リヤカー        | 1 台     |
| 10  | ウェットティッシュ         | 100パック  | 20  | 生理用品         | 2 箱<br>(1,440 個) | 30  | ブルーシート      | 50 枚    |



炊き出し資機材(まかないくん)



炊き出し資機材(ミヤハラ)



発電機(ガソリンタイプ)



発電機(カセットボンベタイプ)



ワイヤレスメガホン



バルーンライト

# 防災倉庫資機材使用申請書

年 月 日

総務部 危機管理課長 あて

組 織 名 \_\_\_\_\_

責任者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

連 絡 先 \_\_\_\_\_

|             |                                                |
|-------------|------------------------------------------------|
| 防 災 倉 庫 名   |                                                |
| 使 用 日 時     | 令和 年 月 日 : ~<br>令和 年 月 日 : まで                  |
| 使 用 目 的     |                                                |
| 使 用 資 機 材 名 | 炊き出し釜セット・発電機・リヤカー・蛍光灯・コードリール・<br>梯子・担架・その他 ( ) |

## ※注意事項（必ずお守りください）

- 資機材等の運搬は、リヤカー等を使い組織の人たちで行って下さい。
- バーナーが安定しない場合、以下の点に注意して下さい。
  - ・燃料コックやスイッチ、空気調整弁を開いていない。→各部を確認して下さい。
  - ・前回使用時に発生したスラグが固着している。→暫く動作を試して下さい。
- 発電機はスイッチで停止せず、燃料コックを閉じてガス欠にして停止させて下さい。  
(スイッチで停止すると発電機内部に燃料が残り故障の原因となります。)
- 資機材等の使用後は、燃料等の補充（発電機：ガソリン・ガスボンベ、炊き出し釜：灯油）及び使用資機材の清掃や倉庫内の整理整頓を必ず行って下さい。
- 町会等の備品と混同し、防災倉庫の資機材を持ち帰らないよう注意してください。
- 資機材等に不具合が生じた場合は、危機管理課まで必ずご連絡下さい。  
善良なる管理者としての注意義務を怠った場合は、弁償となる場合がございます。

習志野市役所 危機管理課 TEL (451) 1151 (内345)

使用の際は、以上の注意事項を遵守することを誓約いたします。

令和 年 月 日 責任者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

## 令和7年度習志野市総合防災訓練の実施について

### 1. 訓練名称

令和7年度習志野市総合防災訓練(大地震想定)

### 2. 実施日時

令和7年11月16日(日)午前9時00分

(医療本部・応急救護所訓練は午前8時30分開始)

### 3. 訓練会場

| 区分       | 会場名                                                                                                                    |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小学校(16校) | 津田沼小学校、大久保小学校、谷津小学校、鷺沼小学校、<br>実籾小学校、大久保東小学校、袖ヶ浦西小学校、東習志野小学校、<br>袖ヶ浦東小学校、屋敷小学校、藤崎小学校、実花小学校、<br>向山小学校、秋津小学校、香澄小学校、谷津南小学校 |
| 中学校(7校)  | 第一中学校、第二中学校、第三中学校、第四中学校、第五中学校、<br>第六中学校、第七中学校                                                                          |
| 高等学校(3校) | 市立習志野高等学校、県立津田沼高等学校、県立実籾高等学校                                                                                           |

### 4. 事前説明会日程等

| 開催日時     |             | 開催場所    |         |
|----------|-------------|---------|---------|
| 6月21日(土) | 10:00～11:00 | 大久保東小学校 | 体育館     |
| 6月21日(土) | 10:00～11:00 | 実花小学校   | 2階図書室   |
| 6月21日(土) | 14:00～15:00 | 大久保小学校  | 1階大会議室  |
| 6月21日(土) | 14:00～15:00 | 東習志野小学校 | 1階図工室   |
| 6月28日(土) | 10:00～11:00 | 屋敷小学校   | 3階4年生教室 |
| 6月28日(土) | 10:00～11:00 | 藤崎小学校   | 1階家庭科室  |
| 6月28日(土) | 14:00～15:00 | 実籾小学校   | 3階図書室   |
| 6月28日(土) | 14:00～15:00 | 鷺沼小学校   | 3階家庭科室  |
| 7月5日(土)  | 10:00～11:00 | 谷津南小学校  | 2階家庭科室  |
| 7月5日(土)  | 10:00～11:00 | 香澄小学校   | 2階パソコン室 |
| 7月5日(土)  | 14:00～15:00 | 谷津小学校   | 2階家庭科室  |
| 7月5日(土)  | 14:00～15:00 | 秋津小学校   | 4階パソコン室 |
| 7月12日(土) | 10:00～11:00 | 津田沼小学校  | 2階視聴覚室  |

|          |             |                                              |        |
|----------|-------------|----------------------------------------------|--------|
| 7月12日（土） | 10:00～11:00 | 袖ヶ浦東小学校                                      | 1階音楽室  |
| 7月12日（土） | 14:00～15:00 | 向山小学校                                        | 1階多目的室 |
| 7月12日（土） | 14:00～15:00 | 袖ヶ浦西小学校                                      | 2階理科室  |
| 8月2日（土）  | 10:00～11:00 | 【予備日】習志野市庁舎 3階 ABC 会議室<br>※各学校区の説明会を欠席された方対象 |        |

- (1)参議院議員選挙の日程により、変更する場合があります。
- (2)お住まいの学校区の小学校での説明会に御参加ください。
- (3)受付は開始時間の20分前より行います。なお、事前申込は不要です。
- (4)駐車場はありませんので、公共交通機関を御利用ください。
- (5)小学校会場での説明会に都合の付かない方は、8月2日(土)に行われる習志野市庁舎の説明会に御参加ください。

訓練の詳細については、6月下旬～8月上旬に開催される事前説明会及び  
広報習志野(11/1)やホームページ等でお知らせします。

## 災害時協力井戸登録制度について

### 1. 災害時協力井戸登録制度とは

地震等大規模な災害が発生した場合には、水道が断水し、水が確保できないなど、不便な生活が予想されます。

このような場合に備えて、市民や企業の皆様が所有されている井戸を「災害時協力井戸」として登録をお願いし、災害時に地域の皆さんに生活用水（飲料用水ではありません。）として井戸水を提供していただくとするものです。

### 2. 災害時協力井戸の要件

- ① 市内に所在する電動式、手動式又は電動式手動式併用のポンプ井戸であること。
- ② 現に使用しており、今後も引き続き使用を予定しているものであること。
- ③ 当該井戸の所有者及び管理者が継続的かつ適正に管理していること。
- ④ 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- ⑤ 洗面、洗濯、トイレの洗浄等生活用水として使用できる水質であること。
- ⑥ 災害時協力井戸の所在地及び所有者等の氏名を町会、自治会及び自主防災組織に情報提供することについて所有者等が同意していること。
- ⑦ 本市のホームページ、広報紙、ハザードマップ等に災害時協力井戸の所在地及び所有者等の氏名を掲載することについて所有者等が同意していること。
- ⑧ 災害時協力井戸が所在する旨の標識を家屋の門扉等認識しやすい場所に表示することについて所有者等が同意していること。

現在、⑥～⑧については、要件の項目から外し、新たに「情報提供の有無」の項目に整理するよう要綱の改正を行っております。

要綱の改正が完了次第、市ホームページにて公開する予定となっておりますのでご確認お願いいたします。

### 3. その他

共助の精神に基づくものですので、市からの補助金はありません。

また、生活用水としての利用を原則としますので、市が水質検査を行うことはありません。

**注意：新たに井戸を掘るものではなく、既存の井戸を活用する制度です。**

## 避難行動要支援者名簿の提供について

### 1. 避難行動要支援者名簿とは

災害時に、自力で避難することが困難な高齢者や障がい者の方を対象に「避難行動要支援者名簿」を作成し、関係機関で共有・活用することで、避難支援や安否確認等が円滑に行えるよう支援体制の整備を図っております。

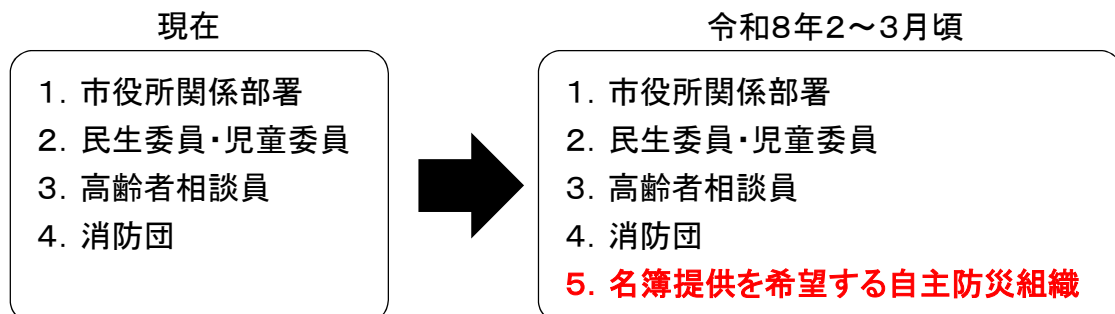
＜回の名簿更新時より、希望する自主防災組織に対して名簿を提供できるように実施要領の改正を行いました。＞

■避難行動要支援者名簿の対象者（在宅で①～④のいずれかに該当する方）

- ①介護保険の認定を受けている一人暮らしの方
- ②介護保険の認定を受けている方で、同居している家族が全員 65 歳以上の方
- ③障害者総合支援法の介護給付サービスを受けている方
- ④その他、地域で見守りが必要と思われる高齢者や障がいがある方

※65 歳未満の家族と同居している方のうち、家族が仕事等で外出し、お一人になる時間帯がある方も対象となります。

### 2. 名簿の共有者



※名簿登載者は名簿提供の同意を得た方のみとなります。

### 3. 名簿提供の手続き（予定）

|             |                            |
|-------------|----------------------------|
| 令和7年10月頃    | 市ホームページに名簿提供の手続き及び申請書類等の掲載 |
| 令和7年11～12月頃 | 自主防災組織から名簿提供の希望受付          |
| 令和8年2～3月頃   | 自主防災組織と本市で覚書締結<br>名簿提供     |
| 令和8年10～12月頃 | 名簿更新の希望受付・提供（以降、毎年度同様）     |

※上記の手続き及びスケジュールは予定であり、今後変更する場合があります。